

さいたま市告示第527号

さいたま市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要
綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月27日

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱の一部を改正する告示

さいたま市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱（平成18年さいたま市告示第327号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<u>（電子情報処理組織による申請及び通知）</u> <u>第9条 電子情報処理組織（市の機関の使用に係る電子計算機と申請を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により、第3条の規定による申請及び第4条の規定による通知（給付券を除く。）を行う場合については、さいたま市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成18年さいたま市条例第66号）及びさいたま市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則（平成18年さいたま市規則第154号）の例による。</u>	
<u>第10条</u> [略]	<u>第9条</u> [略]

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。